

図書館には様々な図書、雑誌、視聴覚資料があります。それらのひとつひとつに著作権があることをご存知でしょうか？ 図書館で働く職員には関係する著作権についての知識が必須となっています。そこで、今号では著作権を話題として取り上げてみようと思います。

◆著作権とは何か？

図書館では図書を購入し、装備をしてから利用者が閲覧・借受けできるように配架します。お金を支払って図書館に置いてあるのだから利用者はその図書に対して何でもできるかという、そうではありません。その図書には、目には見えませんが著者や出版社の著作権が付与されています。著作権とは創作した人や創作した人から権利を譲渡された人が「無断で利用するな」と言える権利のことです。これにより、他人が著者や出版社に無断でコピーしたり、ネット上に掲載したりすることを禁じています。

◆著作権の意義

そこまで保護されるのは何故でしょうか。例えば図書がコピーされた、ネットに掲載された場合、その図書を買おうとしていた人が買わなくなる可能性があります。本来の売れたであろう利益がなくなってしまい、著者や出版社(著作権者)に不利益が生じてしまいます(著作権侵害)。それにより次の作品への意欲がなくなるかもしれない。そうなってしまつては文化が衰退してしまうだろうから保護しなければいけないというわけです。

◆ここまでは許されます

では、著作権で何でも利用を制限できるかという、そうではありません。自分だけで楽しむ分には著作権侵害とはなりませんし、図書館での図書の貸出や文献の複写は例外的に認められています。また、個人の調査・研究目的であれば図書館の資料を複写することができます。図書館内での複写については、コピーコーナーのポスターを是非ご覧ください。

大学の授業の過程で他人の図書を複写したものをレジュメとして配布する場合も、例外的に著作権侵害とはなりません。しかし、著作権法では具体的な記載がありません。そこで、著作権に関わる関係団体により「著作権法第 35 条ガイドライン」

([http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)) が作成されています。このガイドラインでも、先に挙げたような著作権者の利益を不当に害しない利用の仕方であれば許されています。

ちなみに、“授業中”であれば問題はありませんが、授業時間後にネット上にアップロードしたりすることは、著作権者の許諾がなければ著作権侵害となるので注意が必要です。

(参考文献)小川昌宏・下田俊夫(2006)『ガイドブック教育現場の著作権』法学書院。

\*\*\*図書館トリビア\*\*\*

矢巾キャンパス分館では専門書だけでなく一般書も多数ありますが、実は落語の速記本も置いてあるのです！

『明治大正落語集成』(講談社)全 7 巻、『落語名作全集』(立風書房)全 5 巻、『古典落語』(筑摩書房)全 5 巻の 3 シリーズは、2010 年度に岩手医科大学の OB の先生から寄贈された図書です。県内でも持っている図書館は少ないので、この機会に落語に浸ってみては如何でしょうか？

メールマガジンに関するご意見・ご質問は、図書館 tosho@j.iwate-med.ac.jp まで。

<編集・発行> 岩手医科大学附属図書館